



許可番号 第019号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県四日市市中村町2416番地の7  
氏名又は名称 株式会社益生小型運送  
(代表者氏名) 代表取締役 伊藤 欣靖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

四日市市長 田中俊行



許可の年月日 平成26年 4月 1日

許可の有効年月日 平成28年 3月31日

### 1. 事業の範囲

- ・事業系一般廃棄物（搬入許可を得た事業者の排出物で、特別管理一般廃棄物を除く。）
- ・一時多量の一般廃棄物（引越等一時的業務に係るもので、特別管理一般廃棄物を除く。）

### 2. 許可の条件

- ・四日市市廃棄物搬入管理要綱（昭和54年告示第12号）を遵守すること。
- ・一時多量の一般廃棄物は、排出者から排出証明を受け、本市各施設へ搬入する毎に窓口へ提出すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 4月 1日 更新許可

様式第15号（第15条、第18条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

桑名市 許可番号 第 2 号

住 所 三重県四日市市中村町2416番地の7

氏 名 株式会社益生小型運送

（法人にあつては名称  
及び代表者の氏名）代表取締役 伊藤 欣靖

桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（第15条）  
（第18条）の規定により、次のとおり許可する。

平成26年4月1日

桑名市長 伊藤 徳



|             |   |
|-------------|---|
| 許可の年月日      | 平成26年4月1日   |
| 許可の有効期限     | 平成28年3月31日  |
| 事業の範囲       | 一般廃棄物（塵芥）収集運搬<br>（事業計画書のとおり）  |
| 許可の条件       | 1. 収集運搬は、事業系の一般廃棄物に限る。<br>〔但し、医療関係機関からの発生廃棄物については、<br>非感染性一般廃棄物に限る。〕<br>2. 特別管理一般廃棄物は除く。<br>3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに同法<br>施行令、施行規則の規定を遵守する。<br>4. 桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、<br>並びに同条例施行規則を遵守すること。<br>5. 桑名市一般廃棄物処理計画に従うこと。<br>6. 平成26年度一般廃棄物搬入承認書を提出すること。 |
| 許可の更新・変更の状況 | 更新  |



様式第7号（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号い環境 第 2628 号  
平成 26 年 3 月 19 日

住 所 三重県四日市市中村町2416番地7

氏 名 株式会社益生小型運送  
代表取締役 伊藤 欣靖 様

いなべ市長 日 沖 靖



平成 26 年 3 月 11 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

|               |                        |                       |
|---------------|------------------------|-----------------------|
| 事業の<br>範 囲    | 事 業 の 内 容              | 一般廃棄物収集・運搬業           |
|               | 一般廃棄物の種類               | 事業系一般廃棄物（引越し等一時的業務含む） |
| 業 務 の 区 域     | いなべ市全域                 |                       |
| 許 可 の 有 効 期 限 | 平成26年4月1日 ~ 平成28年3月31日 |                       |
| 許 可 の 条 件     | 別紙のとおり                 |                       |
| 備 考           |                        |                       |

鈴鹿市指令廃第 1752 号

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 四日市市中村町2416番地の7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社 益生小型運送

伊藤 欣靖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に  
基づく許可を受けた者であることを証する

鈴鹿市長 末松 則子



1 許可の年月日 平成 26 年 4 月 1 日

2 許可の有効期限 平成 28 年 3 月 31 日

3 事業の範囲

(1) 事業の区分 一般廃棄物収集運搬


(2) 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(ごみ)

(3) 事業の区域 鈴鹿市内全域

4 許可の条件 別紙のとおり



一般廃棄物収集運搬業許可証

|   |   |
|---|---|
| 住 所   | 四日市市中村町2416番地の7   |
| 氏 名   | (株)益生小型運送   |
| 許可番号  | 川 廃 第 34 号  |
| 許可年月日                                       | 平成 26 年 4 月 1 日   |
| 有効期限  | 自 平成 26 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 3 月 31 日   |
| 取り扱う<br>一般廃棄物                               | 事業系一般廃棄物  |
| 収集区域  | 川越町地内<br>ただし、作業範囲は申請書に添付の作業計画書のと<br>おりとする   |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に<br>より上記のとおり許可する。 |   |
| 三重郡川越町長                                     | 川 村 康 治  |



様式第6号（第8条関係）

許 可 証

朝町環廃第 収17 号

住所 四日市市中村町2416番地の7

名称 株式会社 益生小型運送

代表者氏名等 代表取締役 伊藤 欣靖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業について、朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第2項の規定により次のとおり許可したことを証する。

平成26年3月11日

朝日町長 田代兼二朗



許可内容

|           |  |
|-----------|--|
| 業 務 の 種 別 | 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業  |
| 事 業 区 域   | 朝日町地内  |
| 取り扱う一般廃棄物 | 事業系一般廃棄物   |
| 有 効 期 限   | 平成26年4月1日～平成28年3月31日   |
| 備 考       | <p>【許可条件】</p> <p>①事業区域は当初提出した作業計画書どおりとすること。</p> <p>②廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則を遵守すること。</p> <p>③朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則を遵守すること。</p> <p>④朝日町一般廃棄物処理計画に従うこと。</p> |



第13号様式

# 許可証

菰野町指令 第 36 号

住 所 四日市市中村町 2416 番地の 7

名 称 株式会社 益生小型運送

代表者名 伊 藤 欣 靖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例第44条第6項の規定により次のとおり許可したことを証する。

平成 26 年 4 月 1 日

菰野町長 石 原 正 敬



許可内容

|              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 業務の種別        | 一般廃棄物収集運搬業                            |
| 事業区域         | 菰野町地内<br>ただし、作業範囲は申請書に添付の作業計画書のとおりとする |
| 取扱う<br>一般廃棄物 | ごみ<br>(特別管理一般廃棄物は除く)                  |
| 備 考          | 収集廃棄物の焼却処分・車両の積み置きはしないこと              |
| 有効期間         | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで   |

# 許可証

東員指令第 1096 号

住 所 四日市市中村町2416番地の7  
氏名又は名称 (株)益生小型運送  
代表者氏名 伊藤 欣靖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により一般廃棄物収集運搬について次のとおり許可する。

東員町長 水谷 俊郎



## 許可内容

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 業種の区別     | 一般廃棄物収集運搬業                        |
| 事業の区域     | 東員町全域                             |
| 取り扱う一般廃棄物 | 事業系一般廃棄物<br>可燃、厨芥、非感染性、紙、ビン、枝木、紙類 |
| 備考        | 更新<br>管理番号 24                     |
| 有効期間      | 平成26年4月1日 ~ 平成28年3月31日            |